

No.5

「相談・支援件数」には、①住民の方から具体的な相談を受けた時、②住民の方に対して具体的な支援を行った時、③関係機関と具体的な支援方法について話し合った時に記入します。

例題の場合は、上記①に該当しますので、「相談・支援件数－内容・分野」には、「内容－介護保険（2）」「分野－高齢者に関すること（16）」となります。また、相談の電話を受けていますので、「訪問回数－その他（8）」にも1件記入します。

なお、委員同士で話し合いを行った場合は、「相談・支援件数」には記入せず、「連絡調整回数－委員相互（9）」に、自分を除く人数を件数として記入します。

No.6

例題の場合、行政から依頼された「（70歳以上の方を対象とする）高齢者調査」と、「要援護者調査」という2つの調査活動を行っており、その対象者も複数人（K夫婦・2人）います。

こうした場合、「調査対象者の人数×調査の種類＝件数」と数え、「調査・実態把握（1）」には「4件（＝2つの調査×2人の対象者）」となります。

また、K夫婦のお宅を訪問していますので、「訪問回数－その他（8）」にも1件記入します。

No.7

民生委員として就任している他団体の役職（町会・自治会役員、社協役員・協力員、学校評議員等々）に関する活動は、すべて「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入します。

例題の場合も、民生委員として就任している町会役員の活動を行っていますので、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に1件記入します。

その他、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」には、他団体主催・主体となる活動に参加・協力した場合に記入することになります。（事前準備も含む）

No.8

例題の場合、声かけ訪問で訪問していますので、「訪問回数－訪問・連絡活動（7）」に1件記入します。また、訪問時に相談を受けていますので、「相談・支援件数」に「内容－仕事（9）」「分野－障害者に関すること（17）」と記入します。

なお、「訪問回数－訪問・連絡活動（7）」には、声かけ訪問や安否確認、友愛訪問等の活動において、対象者（要援護者・気にかかる方等）の様子を、実際にお会いしたり電話で声を聞くなどして確認できた場合のみ件数を数えます。（新聞受けや洗濯物、部屋の電気等での確認のみでは、「訪問回数－訪問・連絡活動（7）」には記入しません）

No.9

No.7の解説記載の通り、他団体主催の行事への参加となりますので、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入します。

なお、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」・「地域福祉活動・自主活動（3）」・「民児協運営・研修（4）」については、1つの事業につき1日1件です。（例：1日うちに、3つの事業に参加した場合は3件）